

142 障がい者の自立と共生

14202 障がい者福祉サービスの充実

(主担当:保健衛生室 総務企画課)

主な取組内容

1 障がい者および家族が、安心して地域生活をおくるための居宅介護などの訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制の充実やサービス提供基盤の整備促進を行います。

1 障がい者福祉

障害福祉サービス事業者に対し、新規・変更等指定申請時に、必要な指導、助言を行った。

障害者総合支援法の適正な運用のため、各市や関係機関との調整を行うための圏域障がい福祉連絡協議会を計5回開催した。

(1) 身体障害(児)者手帳所持者の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在

種別		視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
伊賀市	児	3	8	0	33	10	54
	者	334	498	56	2,785	1,115	4,788
	小計	337	506	56	2,818	1,125	4,842
名張市	児	3	6	0	42	12	63
	者	186	329	41	1,840	821	3,217
	小計	189	335	41	1,882	833	3,280
管内計	児	6	14	0	75	22	117
	者	520	827	97	4,625	1,936	8,005
	計	526	841	97	4,700	1,958	8,122

(2) 療育手帳所持者の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在

	A(最重度・重度)			B(中度・軽度)			合計		
	児	者	小計	児	者	小計	児	者	合計
伊賀市	45	259	304	117	308	425	162	567	729
名張市	43	221	264	129	263	392	172	484	656
計	88	480	568	246	571	817	334	1,051	1,385

(3) 管内の障がい福祉施設(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所を除く)

ア 障害福祉サービス事業所

平成 27 年 4 月 1 日 現在

サービスの種類	市名	件数	定員
生活介護	伊賀市	7	77
	名張市	8	168

放課後等デイ	伊賀市	3	30
	名張市	3	50
保育所等訪問	伊賀市	-	-
	名張市	1	-
児童発達支援	伊賀市	2	20
	名張市	1	16
短期入所	伊賀市	4	9
	名張市	6	31
就労移行支援	伊賀市	4	32
	名張市	1	12
就労継続支援A型	伊賀市	4	80
	名張市	1	10
就労継続支援B型	伊賀市	17	258
	名張市	8	175
自立(生活)訓練	伊賀市	1	11
	名張市	-	-
共同生活援助	伊賀市	17	80
	名張市	22	118
施設入所支援	伊賀市	1	20
	名張市	3	135
福祉型障害児入所施設	伊賀市	-	-
	名張市	1	30
一般相談支援	伊賀市	1	-
	名張市	2	-
特定相談支援	伊賀市	6	-
	名張市	4	-
障害児相談支援	伊賀市	2	-
	名張市	2	-

イ その他の福祉施設

平成 27 年 4 月 1 日 現在

施設の種類	施設等の名称	所在地	定員
点字図書館	上野点字図書館	伊賀市	-
盲人ホーム	伊賀市盲人ホーム	伊賀市	20 (通所)

14204 精神障がい者の保健医療の確保

(主担当:保健衛生室 地域保健課)

主な取組内容

- 1 地域精神保健福祉活動を推進するため、市および関係機関に対し専門的立場から技術指導及び技術支援を行います。
- 2 精神障がい者の療養、社会復帰等に対する相談、指導、援助を行います。
- 3 精神障がい者の地域生活をサポートするためのネットワークづくりを行います。
- 4 地域住民に精神障がいに対する正しい知識の普及啓発を行います。

1 精神保健福祉事業

(1) 精神保健医療対策

ア 精神保健措置事業

目的 医療及び保護のために入院させなければ、精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐れのある精神障がい者を精神保健指定医の診察の結果により保護し、医療を受けさせ自傷、他害の行為を防ぐ。

(ア) 精神保健福祉法に基づく申請、通報の受理・調査状況 平成 26 年度

区 分	小計	法 29 条該当		法 29 条非 該当	診察不要
		措置入院者数	緊急措置入院者数 (内措置入院となつ たもの)		
計	11	2	2(1)	7	0
法 22 条申請	0	0	0	0	0
法 23 条通報	11	2	2(1)	7	0

* 法第 22 条申請(診察及び保護の申請) * 法第 23 条通報(警察官の通報)

(イ) 取扱措置入院患者数 平成 26 年度

	計	男	女
第 29 条措置新規	3	1	2
第 29 条措置解除	1	0	1
第 29 条措置在院者数	2	1	1

イ 自立支援医療(精神通院医療)

目的 精神障がい者の通院治療について適正な医療を普及するため、医療費の公費負担をする。

自立支援医療費(精神通院)受給者証の有効期間 : 1 年間

(ア) 市別受給者証所持者数 平成 27 年 3 月 31 日現在

市町名	発行件数
伊賀市	1,319
名張市	1,231
計	2,532

(2) 精神障害者地域生活支援事業

ア 精神障害者保健福祉手帳交付

目的 精神障がい者の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図る。

精神障害者保健福祉手帳の有効期間 : 2 年間

(ア) 市別等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 平成 27 年 3 月 31 日現在

		伊賀市	名張市	計
障害 等級	1	62	73	135
	2	363	388	751
	3	120	179	299
計		545	640	1,185

イ 精神保健相談及び保健師の相談

目的 一般住民や精神障がい者、その家族のニーズに応じ、こころの健康づくりやこころの病気を早期発見し、適切な医療につなげるとともに、精神障がい者の地域生活の支援、社会復帰を促す。

(ア) 相談件数

相談の区分	精神保健相談	保健師の相談		
		家庭訪問	面接	電話相談
開設状況	毎月第 4 水曜日 14:00~17:00	随時	随時	随時
相談延件数	23	40	24	333

ウ 知識の普及と啓発

目的 地域住民に対して、精神障がいの正しい知識を普及啓発するとともに、精神障がい者の地域における身近な支援者を育成する。

(ア) 精神保健福祉研修会・精神保健福祉ボランティアの継続研修

開催日:平成 26 年 10 月 18 日

場 所:伊賀庁舎

内 容:講演「タッピングタッチ～心豊かに健康な生活を送るために」

講 師:鈴鹿医療科学大学医療福祉学科臨床心理コース 中川 一郎 氏

*こころの健康づくり研修会との合同開催

出席者:31 名

(イ) 地域交流会

a 対 象:管内精神障害者通所施設・家族会・ボランティア等

開催日:平成 26 年 9 月 25 日(木)

場 所:伊賀市青山北部公園体育館

内 容:伊賀圏域精神障がい者地域交流会(室内ゲーム大会) 参加者:46 名

b 対 象:関係機関等

開催日:平成 26 年 7 月 24 日(木)(参加機関:6 機関)

場 所:伊賀庁舎

内 容:地域交流会打ち合わせ会議

エ 精神障がい者支援体制の整備

(ア) 伊賀地域精神保健福祉連絡協議会

目的 精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進を図るため、関係機関の連携を強化し、地域ケアの充実について検討する。

開催日	内 容	場 所	参加者
平成 27 年 2 月 6 日	講演会 「自分でもできるストレスケア～TFT(思考場療法)を使って～」 講師 一般財団法人信貴山病院分院 上野病院 臨床心理士 宇田 知功 氏	伊賀庁舎	関係機関 職員 31 名

(イ) 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会(精神障がい者地域移行支援事業部会)

目的 伊賀市、名張市それぞれの地域移行支援事業・自立支援協議会(精神部会)の情報交換、共通課題の検討をする。

参加者 伊賀市障がい福祉課、名張市高齢・障害支援室、地域移行支援事業委託事業所、上野病院、保健所

開催日	内 容	場 所	参加者
平成 26 年 4 月 21 日	昨年度の活動の振り返りと本年度の方向性について 各市からの報告と部会の連携について	伊賀庁舎	11 名
平成 26 年 6 月 16 日	各市からのケース報告 ピアサポーターの活用について 三重県精神障がい者アウトリーチ推進事業について 第4期障害福祉計画について 今年度の取り組みについて計画	伊賀庁舎	14 名
平成 26 年 8 月 18 日	各市からのケース報告 各市自立支援協議会の進捗状況報告 ピアサポーターの活用について	伊賀庁舎	14 名

平成 26 年 10 月 20 日	各市からのケース報告 ピアサポーターの活用について 各市自立支援協議会の進捗状況報告	伊賀庁舎	9 名
平成 27 年 1 月 26 日	各市からのケース報告 各市自立支援協議会の進捗状況報告 来年度の部会について	伊賀庁舎	10 名
平成 27 年 2 月 19 日	来年度の部会のありかた検討	伊賀庁舎	14 名
平成 27 年 3 月 16 日	各市からのケース報告 今年度の活動の振り返り 来年度の部会について	伊賀庁舎	12 名

* 部会の取り組み内容

地域施設見学会(伊賀市内 1 回、名張市内 1 回)

研修会

日 時:平成 26 年 8 月 20 日(水)16:00~17:00

場 所:上野病院 デイケア棟 2階

対象者:上野病院職員等39名

内 容:「ピアサポーターの役割と活動について」

(ウ) 関係機関の支援

目的 市及び関係職員の精神障がいに対する知識と理解を深め、地域における精神保健福祉サービスの充実を図る。

a 市障がい(害)者相談支援センター・地域包括支援センター等のケース検討会等への参加
22ケース

b 精神障がい者に関わる連絡会・協議会出席

伊賀市	伊賀市障がい者地域自立支援協議会	
	精神保健部会	12 回
	事業所交流会(クリスマス会)12/9	1 回
	地域フォーラム(当事者発表)3/7	1 回
	伊賀市立上野総合市民病院での啓発	1回
名張市	共生地域デザイン会議精神保健福祉部会	2回
	共生地域デザイン会議精神保健福祉部会ワーキング	4回
	精神保健福祉関係職員連絡会	11回

(3) 精神障害者社会復帰推進事業

ア 通院患者リハビリテーション事業

目的 通院治療中の精神障がい者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、社会復帰を図る。

※ 平成24年度で事業が廃止され、23年度の新規利用者2名の利用期間の終期をもって平成26年度で事業終了となった。

(4) 生活訓練等事業

ア 第40回三家連精神保健福祉大会への参加 1回

143 支え合いの福祉社会づくり

14301 地域福祉活動と権利擁護の推進

(主担当:保健衛生室 総務企画課)

主な取組内容

- 1 住民の身近なところでの相談・支援体制を整備するため、民生委員の適正な配置と活動を支援します。

1 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の定数

平成 27 年 3 月 31 日現在

市名	委員定数[うち主任児童委員]
伊賀市	300[28]
名張市	182[16]
計	482[44]

14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進

(主担当:保健衛生室 総務企画課)

主な取組内容

- 1 平成 24 年 10 月から開始された「三重おもいやり駐車場利用証制度」に基づき、障がい者等からの申請により利用証を交付します。

「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

1 おもいやり駐車場利用証制度

(1) 利用証交付数

平成 27 年 3 月 31 日現在

	交付数	区分別交付数							
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	要介護高齢者等	難病患者	妊産婦	けが人	その他
管内	2, 219	1,544	55	5	223	38	229	10	115

23202 母子保健対策の推進

(主担当:保健衛生室 地域保健課)

主な取組内容

- 1 三重県の「健やか親子いきいきプランみえ」が平成 26 年度に最終年度を迎えることから、少子化の進行等母子保健を取り巻く社会環境の変化に対応し、現行の残された課題を踏まえて、安心して子どもを産み育てられるよう、親と子の総合的な健康づくりに取り組みます。
- 2 新生児を対象とした種々のマス・スクリーニング検査の実施、乳幼児、未熟児、思春期を対象とした専門的なサービスの提供を行います。
- 3 ハイリスク児、長期療養児等の市町支援、研修等、虐待予防に視点をおいた機能強化に努めます。

1 母子保健事業

母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、市の母子保健事業の支援、広域的な母子保健施策の推進に努める。

(1) 保健指導事業

未熟児、小児慢性特定疾患及び長期療養児等とその家族に対して、関係機関との連携を図りながら QOL(生活の質)の向上を目指して個別支援を実施した。

家庭訪問延件数	11 件
相談延件数(面接・電話)	44 件

心身ともに発達や変化の大きい思春期の児童・生徒等に対して、性や健康に関する情報の提供及び保健指導を実施した。

電話相談延件数	4 件
---------	-----

(2) 健やか親子支援事業

親と子が健やかに暮らせる地域社会づくりを目指し、「健やか親子いきいきプランみえ」を推進していく中で、妊娠・出産・乳幼児期・思春期を通じて総合的に支援していくことを目的とした。

ア 心身の発達に問題をかかえる子どものフォローアップ

小児慢性特定疾患児の新規・更新申請時に、医師からの訪問の指示があるケースを中心に家庭訪問を実施し、状況に応じて市保健師と同行訪問した。継続的なフォローをする中で、市の母子保健事業につなげる支援を行う。

イ 児童虐待予防ケア

	年月日	場 所	内 容	参加者
名張市要保護児童対策地域協議会会議	H26.5.7 H26.6.18 H26.8.28 H26.9.3 H26.12.4 H27.2.18	名張市役所	要保護児童に対し、適切に支援できるように情報交換、協議を行った。	市担当者 市教育委員会 児童相談所 警察署 保健所
	H26.11.7	名張市子どもセンター	児童虐待予防研修会	

ウ 思春期保健

性教育 目的:学童期や思春期に性教育を実施することで心身の健康を保持できるようにすること。

講師:児童相談センター及び保健所の保健師

開催回数等:4回(3回は個別指導・1回は性教育) 延 61人参加

対象:個別の学童、伊賀つばさ学園生徒

考察:単に避妊や性感染症予防の知識の普及にとどまらず、自己肯定感を高めるプログラムで実施した。職員も手ごたえがあったと評価した。

エ 母子保健体制の整備

	年月日	場 所	内 容	参加者
連絡調整会議	H26.7.28	伊賀庁舎	市町母子保健担当者意見交換会	市保健師 市養育・育成医療担当職員 こども家庭室職員 保健所保健師
乳幼児健診委員会の場での情報交換	H26.4.24	伊賀医師会館	乳児健診の結果確認及び情報交換	小児科医師 産婦人科医師 市保健師 保健所保健師
	H26.9.4			
	H27.2.19			
	H26.4.4	名賀医師会館		
	H26.6.13			
	H26.8.8			
	H26.10.10			
H26.12.5				
H27.2.6				

(3) 小児慢性特定疾病の状況

小児慢性特定疾病医療費助成に基づき、患者家庭の医療費負担の軽減を図った。

平成 27 年 3 月 31 日現在

	計	悪性 新生 物	慢性 腎疾 患	慢性 呼吸 器疾 患	慢性 心疾 患	内分 泌疾 患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 友 病 等 血 液 疾 患	神 經 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患
件数	148	23	12	6	34	42	4	5	3	4	7	8

2 母体保護事業

(1) 人工妊娠中絶届出数(年齢別・在胎週別)

平成 26 年度

年齢 在胎週	総数	20 歳 未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50 歳 以上	不詳
総数	216	14	25	45	55	57	19	1	0	0
満 7 週以前	131	7	10	26	34	40	14	0	0	0
8 週～11 週	81	7	14	19	19	16	5	1	0	0
12 週～15 週	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 週～19 週	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0
20 週～21 週	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不妊手術届出数

届出件数 0 件

～沿革～

年	月	日	概 要
S12	4	5	保健所法(法律 42 号)公布
S12	12	14	内務大臣より阿山、名賀両郡を管轄区域とする三重県伊賀上野保健所設置の件、認可される。
S13	8	25	阿山郡上野町大字上野字丸の内に庁舎建物(木造 2 階建 延 115 坪)竣工。敷地 321 坪(寄附 150 坪、無償貸与 171 坪) 同日付開所する旨告示(三重県告示第 668 号)。
S22	5		上野警察署から衛生関係業務(食品衛生、急性伝染病予防業務)移管(三重県告示第 222 号)。
S22	6		三重県上野保健所と改称(三重県告示第 248 号)
S22	9	5	保健所法全面改正(法律第 101 号、昭 23.1.1 施行)
S23	11	20	保健所の課制施行。総務、衛生、保健予防課、保健婦室の 3 課 1 室設置(庁訓第 550 号)。
S29	2	12	庁舎事務所(木造 2 階建 延 51 坪)竣工。
S35	8	15	次長制度施行(県規則第 65 号)。
S39	3	6	三重県上野庁舎に移転。
S39	5	6	名張市に上野保健所名張相談所開設。
S51	4	1	環境課設置。4 課 1 室となり衛生課を衛生指導課と改称。
H4	4	6	上野市四十九町に移転。
H5	4	1	保健婦室を保健指導課と改称。
H9	4	1	保健予防課・保健指導課を廃止し、企画調整課・地域保健課を設置。
H10	4	1	・行政システム改革に伴う組織改正。 ・保健所、福祉事務所、児童相談所を統合し、伊賀県民局保健福祉部を設置。 これに伴いグループ制の実施。企画総務グループ、健康増進グループ、福祉保健グループ、児童グループ、衛生・検査グループを置く。
H13	4	1	・企画総務グループを、総務グループ、企画グループに分割。 ・衛生・検査グループを衛生指導グループに改称。
H14	4	1	・行政システム改革に伴う組織改正。 ・チーム制の導入、保健衛生チーム、福祉相談チーム、児童家庭チームの設置。 これに伴い保健衛生チームに計画調整グループ、健康増進グループ、衛生指導グループ、福祉相談チームに経営支援グループ、生活支援グループを置く。
H15	4	1	経営支援グループと計画調整グループを統合し、福祉相談チームに経営企画グループを置く。
H16	4	1	室制を導入。保健衛生チーム、福祉相談チーム、児童家庭チームをそれぞれ、保健衛生室、福祉相談室、児童家庭室に改称。
H17	4	1	・児童相談所の分離・独立に伴い、児童家庭室を廃止。 ・福祉相談室を企画福祉室、経営企画グループを企画市町村支援グループ、生活支援グループを福祉グループに改称。
H18	4	1	・機構改革による県民局制廃止に伴い、伊賀保健福祉事務所を設置。 ・上野保健所を伊賀保健所に改称。 ・市町村合併に伴い、伊賀福祉事務所を廃止。 ・企画福祉室を廃止し、課制導入。保健衛生室、企画福祉課、健康増進課、衛生指導課の 1 室 4 課体制となる。
H25	4	1	・機構改革により伊賀保健福祉事務所を廃止し、伊賀保健所を設置。 ・企画福祉課を総務企画課に改称。



保健所年報

平成27年9月発行

三重県伊賀保健所

〒518-8533 伊賀市四十九町2802番地
電話番号 0595-24-8070(代表)
ファックス番号 0595-24-8085